

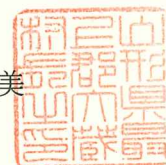
大蔵村公告第13号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年8月10日

大蔵村長 加藤 正 美



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	所在	林班・準林班・小班	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	整理番号
1	大蔵村大字南山字幅	35・イ・6	1.15	6年	R5-1
2	大蔵村大字南山字桜峠	35・イ・16、52	1.55	6年	R5-3、R5-7
3	大蔵村大字南山字桜峠	35・イ・2、3、7、8、 21、22、32、33、34、 37	12.78	15年	R5-2、R5-4、R5-5、 R5-6、R5-8、R5-9、 R5-10、R5-11

2 縦覧場所

大蔵村産業振興課

大蔵村公式ホームページ (リンク <https://www.vill.ohkura.yamagata.jp/>)

3 権利の設定

本公告により、大蔵村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。